

年末調整の季節がやってきました！

●年末調整はなぜするの？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

①所得税額の精算

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額です。1年間の給与が確定した時点で税額も確定しますので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

年末調整とはその精算手続きをいいます。

②確定申告の代わり

所得がある個人は、原則として確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与をもらった人は確定申告をしなくてもよいことになっているのです。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を会社に提出した人に限ります。)
- ③ 12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

前年と比べて、還付金額が減った場合には、以下のような原因が考えられます。

①給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

源泉徴収税額表の見間違いや、古い源泉徴収税額表で計算していた場合があります。

また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも還付金額が減る可能性があります。

②扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめたり、お子さんが就職し独立した事実を、年末までに会社に報告していなかった場合があります。

③保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証

明書がない場合は、控除できません。(再発行には時間がかかるため、お早めにご確認下さい。)

●年末調整に加えて確定申告が必要となる人は？

- ① 医療費控除を受ける人 (最高200万円の控除が受けられます。)
- ② マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人 (申告には、金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。)
- ③ 給与以外の所得がある人
- ④ 2ヶ所以上から給与をもらっている人、など

●昨年と比べて変わった点

生命保険料控除が改正となり、平成24年1月1日以後に締結した介護医療保険がある場合、各保険料控除の合計適用限度額が10万円から12万円と増額となりました。

●復興特別所得税について

復興特別所得税とは、東日本大震災からの復興に必要な財源確保のための“増税”のことを言います。



期間は、平成25年1月1日～平成49年12月31日と長期にわたり、この間に源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税(源泉徴収税額の2.1%)を併せて徴収し、源泉所得税の法定期限までに、従来の源泉所得税と合算して納税しなければなりません。

平成25年1月1日以後支払の給与や報酬から適用となりますので、末締め翌月払いを採用している場合、平成24年12月分の1月支給給与から適用されますので、源泉徴収する金額は、復興特別所得税導入後の新しい税額表にてご確認ください。

また、報酬を支払う際に差し引く税率は下記のように変更となります。

- ① 100万円以下 10%→10.21%
- ② 100万円超の部分 20%→20.42%

ご不明な点やご質問がございましたら、担当者にご相談下さい。(古井 洋平)